

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」等に対する意見募集の結果について

令和 8 年 1 月 29 日  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
総務省 自治行政局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」等について、令和 7 年 12 月 12 日から令和 8 年 1 月 15 日まで御意見の募集を行ったところ、5 件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理させていただいております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>原子爆弾被爆者、公害被害者、感染症被害者等の医療費給付制度の対象者は、現在は高齢者層が中心であり、本人によるデジタル手続きが困難である状況が想定される。</p> <p>マイナンバーカードを利用しない場合の代替的手段、及び本人以外による手続が必要となる場合の対応について、制度上どのような整理がなされているのか。</p> <p>(同旨 2 件)</p>	<p>御意見として承ります。今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の命令案につきましては、マイナンバーカードを利用されている方が、本人の希望に応じて、医療機関等の受診時にマイナンバーカード 1 枚で、オンライン資格確認を受け、医療費助成を受けることができる体制の整備を図るものです。紙の受給者証は引き続き交付することとしているため、引き続き紙の受給者証でも医療費助成を受けることも可能です。</p>
<p>改正案に賛成する。マイナンバーの利用をどんどん進めて、国民・官庁双方の事務コストを減らしていくべきである。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>システムの使用者が良いと思えるようなシステムにすることが最も重要であるが、その次に、マイナンバーカードの使用有無に係る医療現場の方の負担と、システムに必要なコストのバランスを良くする必要があると考える。</p>	<p>御意見として承ります。今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>